

(写)

基安安発 0823 第 1 号  
平成 30 年 8 月 23 日

都道府県労働局労働基準部  
安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長  
( 契 印 省 略 )

産業廃棄物処理業における労働災害防止計画の推進への協力について

標記に係る計画の推進への協力については、平成 29 年 10 月 24 日付け基安安発 1024 第 1 号「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画の推進への協力について」において通知したところである。

今般、別添のとおり平成 30 年 7 月 23 日付け全産連発第 124 号により、公益社団法人全国産業資源循環連合会（全国産業廃棄物連合会が平成 30 年 4 月 1 日付けで名称を変更したもの。以下「全産連」という。）会長より、協力依頼があった。

全産連では、平成 29 年度を初年度とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画（3 年間）」を作成し、業界全体として取り組んでいるところであり、その一環として、昨年度に引き続き、労働災害防止計画及び安全衛生活動に関するリーフレット等（別添 1、別添 2 及び別添 3）を作成し、会員、非会員を問わず全ての産業廃棄物処理業者に対し、安全衛生管理体制の構築及び安全衛生活動の実施等の重要性を周知しているところである。

厚生労働省では、今年度、産業廃棄物処理業における雇入れ時等の教育に活用できる安全衛生教育マニュアルについて、中央労働災害防止協会に委託して作成しており、当該マニュアルについては来年 3 月頃に完成する予定である。

業界団体の自主的な安全衛生活動を促進することは、効果的・効率的な労働災害の防止にも寄与するものであることから、全産連傘下の各都道府県協会から周知等の協力依頼があった場合には、当該リーフレットを都道府県労働局や労働基準監督署の窓口等に備え、産業廃棄物処理業者に対する安全衛生活動への助言等に当たっての資料として活用するとともに、安全衛生活動への参画の協力依頼があった場合には引き続き対応する等連携を図られたい。

(写)

環境規発第 1808246 号

平成 30 年 8 月 24 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

(公印省略)

産業廃棄物処理業における労働災害防止計画の推進への協力について（周知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力、御協力いただいているところである。

さて、公益社団法人全国産業資源循環連合会（以下「全産連」という。）では、平成 29 年度を初年度とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画（3 年間）」を策定し、業界全体として取り組んでいるところであり、その一環として、今般、労働災害防止計画及び安全衛生活動に関するリーフレット（別添 1、別添 2 及び別添 3）を作成し、会員、非会員に限らず全ての産業廃棄物処理業者に対し、安全衛生管理体制の構築及び安全衛生活動の実施等の重要性を周知していくこととしているところである。

については、業界団体の自主的な安全衛生活動を促進することは、効果的・効率的な労働災害の防止に寄与するものであることから、全産連傘下の各都道府県協会から周知等の協力依頼があった場合には、当該リーフレットを窓口等に備え、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業等の許可申請者への周知の協力をお願いする。

なお、厚生労働省より各都道府県労働局にも同様に周知されていることを申し添える。

**【担当】**

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物規制課 高橋、服部、白鳥

電話：03-5521-9274

FAX：03-3593-8264

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp